

## 規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

### 記

#### 1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

#### 2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・酪農品（04.01, 04.07, 04.08）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・動物性又は植物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

#### 3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の動物用医薬品酢酸メレンゲステロールに係る残留基準値を改正する。

#### 4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

#### 5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
基準審査課残留農薬等基準審査室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03-5253-1111 内線 4289  
FAX 03-3595-2432

#### 6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間